

京北文化遺産センター（仮称）整備及び管理業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、元京北第二小学校の一部を活用した京北文化遺産センター（仮称）（以下、「文化遺産センター」という。）の整備及び管理業務を公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式によって選定する手続 について、必要な事項を定めるものである。

2 事業の目的

京北地域は、日本海と京都をつなぐとともに、自然環境に恵まれた、歴史や文化の豊かな地域であり、現在でも、京都府登録無形民俗文化財「山国隊軍楽」、京都府指定有形文化財「愛宕山古墳出土品」、京都市指定有形文化財「白山神社本殿」、周山廃寺関連資料、明智光秀築城の周山城跡など、文化財や遺跡が数多く残されている。しかしながら京北地域ゆかりの文化遺産を観覧できる施設は地域内には限られており、課題となっている。

一方、京北地域では、令和2年4月の京北小中学校の開校に伴い、京北第二小学校が令和2年3月末に閉校した。京都市教育委員会と山国自治会とで閉校施設の有効活用についての協議が進められ、山国自治会からは活用案の一つとして「歴史資料館としての活用」が挙げられていた。

これらを踏まえ、京北地域の文化の振興を図ることを目的に、元京北第二小学校の一部を文化遺産センターとして活用するため、整備及び管理業務を行う。

3 概要

(1) 業務内容

元京北第二小学校の一部を活用し、文化遺産センターを整備するとともに、文化遺産センター開設後の管理業務を実施する。

なお、本業務において達成すべき具体的な内容については、詳細は「業務委託仕様書」を参照すること。

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(3) 委託金（上限）

23,000千円（税込）とする。

4 参加資格

京都市契約事務規則等に沿って、次の条件を満たす法人とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿又は第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないものであること。

- (4) 過去2箇年の消費税及び地方消費税，市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦，支持，反対することを目的とした法人でないこと。
- (6) その他，公共の福祉に反する活動をしていないこと。また，法人及びその役員が，暴力団，暴力団関係企業，総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (7) 京都市契約事務規則第40条の規定により，本市の承認なしに委託業務内容を他の事業者に再委託しないこと。

5 参加手続等

プロポーザルに参加を希望する者は，次のとおり，必要な手続等を行うものとする。

(1) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

- (ア) 参加申出書（第1号様式）6部
- (イ) 見積書（第2号様式）
印鑑を押印したもの1部，押印していないもの5部
提案する業務一切に係る積算根拠を明示すること。
- (ウ) 企画提案書（自由様式）6部
提案内容のほか，同種又は類似業務の実績についても記載すること。

イ 提出期限

令和4年4月26日（火）午後5時（必着）

郵送又は持参により提出すること。

ウ 提出先

「8 問合せ先及び関係書類の提出先」参照

(2) 質問

プロポーザルに関して質問がある場合は「質問書」（第3号様式）に記載し，「9 問合せ先及び関係書類の提出先」に記載のメールアドレスに，件名を「プロポーザルの質問」とし，当該ファイルを添付して，電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。

ア 質問者

本プロポーザルに対して質問できる者は，「4 参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

令和4年4月15日（金）午後5時

※期限後の質問は，一切受け付けない。

ウ 回答

質問への回答は，令和4年4月20日（水）までに京都市情報館に掲載する。

(3) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお，失格となった場合は，別途通知するものとする。

- (ア) 提出期限，提出先，提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (オ) 企画提案書等に記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えているもの。

ウ その他

- (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書等は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (カ) 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。
- (キ) 新型コロナウイルス感染症の影響等、やむを得ない事情により、本プロポーザルを中止又は要領の一部を変更することがある。

6 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、「京北文化遺産センター（仮称）整備及び管理業務委託選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において選定する。選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

また、必要に応じて参加者には、企画提案に係る説明を求める場合があり、その場合には、参加者に別途通知するので、説明ができる者が選定委員会に出席することとする。

(2) 選定委員会の体制

選定委員会は、以下の5名で構成する。

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長（委員長）

京都市右京区役所京北出張所長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化財保護課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課連携推進係長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課埋蔵文化財係長

(3) 通知

選定結果については、全ての参加者に対して電子メールで通知するとともに、京都市情報館（入札・公募型プロポーザル情報）に参加した事業者及び評価点を公表する。

(4) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

7 その他

委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、随時、本市と連絡調整を行うこと。

8 問合せ先及び関係書類の提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 担当：馬瀬，矢野

電話：075-222-3130 / FAX：075-213-3366

電子メール：bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp